



### (3) 効果的な行政運営の推進

#### 現状と課題、今後の方向性など

・行政と住民がお互いの役割を見直し、共通の認識を持って適切なパートナーシップに基づいた住民協働による行政運営をおこなっていく必要があります。そのためには、積極的に行政情報を公開することで行政課題を共有し、住民活動に対し側面的な支援に転換するとともに、住民参画の機会を多く設ける必要があります。

・行政事務における電算化の進展により、個人情報の高度利用が可能となった半面、個人情報の適正な利用など、個人情報保護の厳格化が求められます。個人情報の適正な取り扱いに関する職員教育、システムのセキュリティ対策の構築など、継続的な取り組みが必要です。

・システム間でのデータの適正管理や連携などの作業の負荷軽減を目的に、(財)岐阜県市町村行政情報センターのASP※1サービスである「総合行政情報システム」を導入しTCO※2の削減を図っていますが、RPA※3や電子申請などを活用した事務の負担軽減や、効率化などの業務改善を含めたトータルの電子自治体の推進を図っていく必要があります。

・近年急速にデジタル技術が進歩する一方で、人口減少や高齢化をはじめとする課題の顕在化により、行政に対するニーズは多様化・複雑化していくことが予想されます。これらのニーズに対応するためには、既成概念の打破や新たな価値の創造を伴う自治体DX(デジタル・トランスフォーメーション)※4の推進により、行政サービスの質向上と業務効率化を図る必要があります。

・「第5次定員適正化計画(令和3～7年度)」に基づき、効率的で効果的な行政運営の維持に努めています。職員のワーク・ライフ・バランスの確保を推進するため、職員の適正配置と職員一人ひとりの質の向上に努め、効率的な行政運営を進める必要があります。

・公共施設の多くは老朽化が進んでおり、修繕費用をはじめ、維持管理にかかる財政負担は増大しつつあります。そのため、「公共施設総合管理計画」に基づき、長期的な視点で公共施設の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に進める必要があります。

・地域が抱える課題や住民ニーズが多様化・高度化するなか、行政内部で不足するノウハウや人材を補完する存在として、教育・研究機関は重要なまちづくりのパートナーです。課題に対する研究のみならず、将来のまちづくりを担う人材の発掘やまちのにぎわい創出に向け、連携を強化していく必要があります。

※1 Application Service Provider: インターネット上でアプリケーションを利用するサービスやその提供者

※2 Total Cost of Ownership: コンピューターの導入や、維持管理にかかるコストの総額

※3 Robotic Process Automation: 事務業務などをソフトウェアに組み込まれたロボットが代行する取り組み

※4 Digital Transformation: デジタル技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向へ変化させるという概念

## 主な取り組み

### ①満足度の高い行政サービスの提供

- ・住民本位の住民サービスの向上
- ・住民協働による行政の役割の見直し
- ・個人情報保護体制の強化
- ・住民誰もがデジタル化によるメリットを享受できる取組の推進

### ②効率的・効果的な行政運営の推進

- ICT（情報通信技術）などを活用した事務の効率化
  - ・自治体 DX 推進基盤の整備による事務の効率化
  - ・教育、研究機関と連携した事務の効率化の検討
  - ・官民連携、民間委託などによる事務の合理化
  - ・「公共施設総合管理計画」の適正な推進
  - ・地方分権や地域課題に応じた行政機構の見直しと定員管理の適正化

まちづくり指標 (重要業績評価指標 KPI)	現状値 (令和元年度)	中間値 (令和 7 年度)	目標値 (令和 12 年度)
電子申請が可能な手続き数	15 件	35 件	55 件





## (1) 計画的な土地利用の推進

### 現状と課題、今後の方向性など

- ・「笠松町都市計画マスタープラン」および「岐阜都市計画区域マスタープラン」（県決定）に基づき、用途に応じた秩序ある土地利用 **およびまちづくりの検討**を進めています。
- ・岐阜都市計画協議会（岐阜市、瑞穂市、岐南町、北方町、笠松町）において、本区域における円滑な都市計画の推進を図るため、協議会・研修会を実施しています。また、宅地需要や企業の立地需要に対応した受け皿を確保し、用途が混在している地域は、土地利用の純化を図り、適切な土地利用を図るため、平成28年6月に策定した笠松町都市計画マスタープランに土地利用方針を位置付けました。
- ・公共用地の有効活用を図るため、活用する見込みのない普通財産については、平成17年度以降計画的に売却をおこなってきました。利用見込みのない用地の売却と機能的な土地利用の検討を進めるほか、民間の未利用地の活用を促進する環境整備が求められています。

### 主な取り組み

#### ① 良好な住宅・宅地の供給

- ・計画的な土地区画整理事業の推進
- ・土地利用の基礎資料作成に向けての調査
- ・地域の土地利用状況に適した地区計画などの導入に向けての調査
- ・宅地開発の規制や誘導に向けた指導、相談体制の充実

#### ② 利便性を持った生活環境づくり

- ・岐阜都市計画区域マスタープランの見直しにあわせた市街化区域拡大の検討
- ・中心市街地の機能的な土地利用の検討
- ・交通立地条件を活かした新たな流通、生産拠点の整備

#### ③ 土地の計画的な有効活用

- ・国土利用計画の適正化
- ・民間未利用地の活用促進
- ・将来を見据えた土地の先行的な取得および公共用地の有効活用
- ・**円城寺厩舎移転にともなう跡地周辺の魅力あるエリアづくりの検討**